

横浜市立栗田谷中学校 いじめ防止基本方針

1 文部科学省提示「いじめ等の防止のための基本方針」

- ・基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者・地域の方にも参画していただくことが有効である。
- ・生徒と共にいじめ防止に取り組む必要があるため、策定に際しては生徒の意見を取り入れ、生徒が主体的に参加・活動できるような体制を創り上げる必要がある。
- ・策定した方針は、学校ホームページ等で公開する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

3 栗田谷中学校いじめ防止基本方針

（1）いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。つまり、自他を理解しながら成長する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（2）いじめ防止に向けた本校の考え方

- ①いじめは、他者の人権を踏みにじる卑怯卑劣な行為であり、絶対に看過することはできない。
- ②いじめ行為に対しては、被害生徒を全力で守り、安心して学校生活を送ることができるよう支援していく。
- ③関係生徒に対しては、いじめ行為の全容解明と同時に徹底した指導と再発防止のための支援を行う。
- ④いじめ防止のために生徒が安心して登校し活動できる学校作りに、教職員は生徒・保護者・地域と連携して取り組む。

(3) いじめ防止対策委員会

委員会	開催・委員	取組内容
校内委員会	開催 月1回 ※いじめの疑いがある段階では直ちに開催 委員 校長・副校長 専任・生徒支援部長 養護・学年主任 生徒指導担当 個別級代表	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の検討（いじめ行為の認否） ・いじめ認定行為の調査・指導計画作成 ・当該生徒及びその保護者への支援 ・関係生徒への指導と支援、保護者との連携 ・必要に応じて拡大委員会への報告・連絡・相談 ・重大事態は速やかに教育委員会へ報告 ・学校として組織的対応の方針の決定と会議録の作成・保管・管理
拡大委員会	開催 校内委員会の要請を受け随時 委員 校内委員会委員 PTA会長 SC SSW	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会より受理した事案の検討 ・重大事態は拡大委員会が中心となり検討 ・事案により外部の専門家へ参加を要請（SSWを想定）

4 いじめ防止及び早期発見のための取組

種別	取組名	具体的な取組内容	実施時期
相談活動	教育相談	学級担任が生徒と面談。年2回。	4月中旬・9月上旬
	三者面談	学級担任が保護者・生徒と面談。年2回。	7月中旬12月上旬
調査活動	アンケート	生徒支援部が作成し実施。年3回。 「いじめ早期発見のための生活アンケート」 （記名式アンケート・教育相談） 「いじめ解決一斉キャンペーン」等を実施 （無記名式アンケート・教育相談）	5月・8月・12月
	YPアセスメント	年2回実施。支援検討会。	6月・11月
	人権キャンペーン	人権の大切さを確認するため、全校で実施。	11月中旬
	いじめ撲滅運動	いじめ撲滅のため、生徒会が中心となり実施。	12月上旬
防止啓発活動	道徳の時間	いじめ防止の授業を実施、年2回。	6月・12月
	人権の授業	人権の授業を受けて、人権の樹を作成する。	11月中旬
	各行事	各行事で、お互いを認め合う姿勢を養う。	各行事
	全校集会	SNSの適切な利用方法について学ぶ。	7月中旬
	新入生説明会	新入生保護者対象に携帯端末使用上の注意について説明。	2月中旬
職員研修	生徒指導研修	本校の生徒指導体制と、いじめ防止基本方針を全職員で共通理解をする。	4月上旬 8月下旬
	校内事例研修	事例研修・傾聴・人権教育・特別支援教育等を全職員で行う。	8月下旬
	小中ブロック研修	小中ブロックで情報交換を行う。年4回	6月・10月・12月・2月

5 いじめに対する措置及び重大事態への対処

(1) いじめの未然防止

- ①いじめと考えられるような言動やいじめを示唆するアンケート結果に対しては、生徒支援部や学年職員と情報を共有する。
- ②委員会と連携し、いじめの防止に向けて生徒の主体的な取り組みを支援し、よりよい集団作りを行う。
- ③「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を積極的に活用し、授業・特別の教科道徳・特別活動・学級活動・学校行事を通して生徒が望ましい人間関係を作っていけるよう支援する。
- ④保護者との関係を構築する。学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、保護者面談、連絡帳等によるコミュニケーション機会を設定し、相談への組織的な対応をとる。
- ⑤いじめの定義理解を含む教職員への研修やいじめを見逃さない教職員の見守り体制を常に確認する。

(2) いじめの早期発見

- ①定期的及び日常的な教育相談を行い、日頃から相談しやすい環境づくりに努める。
- ②生徒・保護者だけでなく、地域住民からの情報も必ず生徒支援部や学年職員に報告し、調査の対象とする。
- ③部活動内の情報は顧問と当該学年の生徒支援部・学年職員とで共有し、協力して調査にあたる。
- ④生徒への情報モラル教育を推進し、インターネット上でのいじめへの対策、対処法を学ぶ機会を作る。

(3) いじめに対する措置

- ①調査は当該生徒とその周辺の生徒への聴き取りを中心に行うが、場合によっては他学年も支援に入る。
- ②調査内容はいじめ防止対策委員会で情報共有、対応方針決定、記録を行う。
- ③保護者の協力、警察署等関係機関との連携。
- ④当該生徒及び保護者への支援、関係生徒及び保護者への指導・支援を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員への研修

- ①生徒の心理や、行為・行動の背後にある生徒同士の人間関係を捉える能力を高めるために、実践的な研修を企画し実施する。
- ②いじめ防止対策推進法の確実な運用が行われるための研修を実施する。
- ③「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修、人権教育、特別支援教育に関する研修等、講師を招聘しての校内研修を実施するとともに校外での研修に積極的に参加する。

(6) 学校運営協議会等の活用

「栗田谷中学校区学校・家庭・地域連携事業」「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 当該生徒の保護

- ①いじめの事案においては、当該生徒の保護を最優先とする。
- ②いじめられた被害者側には、いじめに関して何ら落ち度が無いことを確認する。
- ③事案の解決に向けては、被害者本人と保護者の意向を尊重する。
- ④必要に応じてS Cの協力を仰ぐ。
- ⑤家庭との連絡を密に行い、指導の経過を丁寧・継続して伝えていく。

(8) 関係生徒への指導

- ①関係生徒及びその関係者を徹底的に洗い出す。
- ②関係生徒の家庭とも密に連絡を取り合い、事案の解決と再発防止に向けて取り組む。
- ③関係生徒が抱える課題に対し、生徒自身が真摯に向き合えるように支援していく。
- ④いじめは卑怯卑劣な行為であることを繰り返し理解させる。
- ⑤必要に応じてS Cの協力を仰ぐ。

(9) 重大事態の報告と取組

- ①重大事態とはいじめ防止対策推進法第28条第1条における「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」とする。
- ②重大事態発生時には、速やかに校内委員会に報告し、拡大委員会開催を要請する。
- ③教育委員会へ報告し、調査内容・指導経過も適宜報告する。
- ④S CやS S Wなどの専門家にも助言を依頼し、支援・指導の参考とする。
- ⑤専門家の意見も取り入れ、指導計画を作成し、保護者・関係者の協力を得ながら、解決に向けて指導支援を行う。
- ⑥学校長は必要に応じて所轄の警察署に連絡し、協力を仰ぐ。
- ⑦法的な事案に発展した場合、学校長は必要に応じて、弁護士に助言を仰ぐ。
- ⑧調査・指導の継続により、事案の全容が明確になった時点で、全生徒を対象とした集会を開き、経過の説明と今後の対応について説明する。その際、再発に向けて学校は毅然とした姿勢で臨むことを伝える。
- ⑨生徒対象の集会の後、保護者・地域を対象とした説明会を開催する。事案の内容と指導の経過・今後の対応と再発防止に向けての具体的な方法について説明する。場合によっては、全容解明の前に分かっている事案の内容と指導方針について説明する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

7 参考

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針(平成29年10月改定)
- (2) いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月14日改定)

平成30年1月30日策定
令和6年4月5日改訂